

平成 28 年 3 月 31 日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 遠藤 勝裕 殿

独立行政法人日本学生支援機構
債権管理・回収等検証委員会
委員長 岩田 弘三

平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会の審議結果について

債権管理・回収等検証委員会設置要綱（平成 25 年 4 月 1 日 理事長裁定）に基づき、
当委員会において審議結果をとりまとめましたので、報告いたします。

平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会審議経過

第 1 回

開催日 平成 27 年 10 月 26 日（月）

議事

- (1) 開会
- (2) 委員長選出
- (3) 委員長挨拶及び委員長代理の指名
- (4) 理事長挨拶
- (5) 第 3 期中期目標、中期計画及び平成 27 年度計画について
- (6) 第 3 期中期目標、中期計画及び平成 26 年度業務実績の評価について
- (7) 奨学金制度の概要について
- (8) 返還金の回収状況等について
- (9) 平成 26 年度債権管理・回収等検証委員会報告等を受けた日本学生支援機構の平成 27 年度の取組について
- (10) 債権管理の状況について
- (11) 平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会テーマ（案）について
- (12) 自由討議
- (13) 今後の日程について

第 2 回

開催日 平成 28 年 1 月 25 日（月）

議事

- (1) 平成 28 年度奨学金貸与事業（予算案）の報告
- (2) アクセンチュア株式会社による回収状況分析及び検証等結果報告
- (3) 返還促進に係る機構の取組の報告
- (4) 自由討議
- (5) 次回日程について

第 3 回

開催日 平成 28 年 2 月 29 日（月）

議事

- (1) アクセンチュア株式会社による回収状況分析及び検証等追加報告
- (2) 学校（大学等）との連携について
- (3) 高校生等への制度周知について
- (4) 報告書の方向性について
- (5) 自由討議
- (6) 次回日程について

第 4 回

開催日 平成 28 年 3 月 23 日（火）

議事

- (1) 平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会報告書（案）について
- (2) 自由討議
- (3) その他

平成 27 年度
債権管理・回収等検証委員会
報告書

独立行政法人日本学生支援機構
債権管理・回収等検証委員会

平成 28 年 3 月 31 日

平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会報告書 目次

前文

I 回収促進策の効果等の検証

1 直近の回収状況について

- (1) 回収状況全般
- (2) 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の割合の削減率に関する状況について
- (3) 貸与額と延滞状況の関係について

2 各施策の効果等について

- (1) 新たに3ヶ月以上延滞となる債権の抑制にかかる施策について
- (2) 債権回収会社への回収委託について
- (3) 個人信用情報機関の活用について
- (4) 法的処理について
- (5) 減額返還・返還期限猶予制度について
- (6) 学校（大学等）との連携について

II 今後の回収促進策について（提言）

1 広く全体的に行うべき施策

- (1) 高等学校等に対する奨学金制度の周知
- (2) 適切な貸与月額選択の指導
- (3) 返還意識の涵養
- (4) 学校（大学等）と連携した働きかけ
- (5) 学校別奨学金情報の公表
- (6) 減額返還制度の利用促進

2 重点的に働きかけるグループを抽出して行う施策

- (1) 減額返還・返還期限猶予の期間満了を控えた者、期間満了後に延滞に陥った者に対する働きかけ
- (2) 口座未加入者に対する口座加入督促の強化
- (3) 退学者等に対する働きかけ

3 第三期中期目標の目標値の在り方について

III 債権管理・回収の適切性について

平成 27 年度債権管理・回収等検証委員会報告書

平成 24 年 4 月に文部科学省に設置された「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」は、その報告書（平成 24 年 9 月）の中で、「債権管理・回収等の業務については業務システムの見直しや専門的・効率的実施の観点から外部委託を最大限活用しつつ、機構として教育的配慮を踏まえながら、確実に実施する必要がある。このため、第三者機関である債権回収検証委員会（仮称）を設置し、回収の適切性等について外部からチェックしながら奨学金事業を運営することが必要である」旨を指摘した。

この指摘を受け、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）は、「返還促進策等検証委員会」を発展的に解消し、奨学金事業の健全性を確保するため、債権管理・回収の適切性等を検証するとともに必要な改善策等の検討を目的として、本委員会を平成 25 年度に設置した。

本委員会は、機構の第二期中期計画及び平成 26 年度計画（第三期中期計画初年度）の達成状況を踏まえ、第三期中期計画及び平成 27 年度計画の目標達成に向け、債権の管理及び回収促進策の効果等について、外部シンクタンクの分析結果等を参考に審議を行ってきた。本報告書は、その結果を取りまとめたものである。

I 回収促進策の効果等の検証

1 直近の回収状況について

(1) 回収状況全般

回収状況は総じて改善している。総回収率（要回収額（当該年度に回収すべき額）に対する回収額の割合）は、平成 21 年度（第二期中期計画初年度）において 80.0%であったが、平成 25 年度において 82.8%まで改善した。そして平成 26 年度における総回収率は 84.8%であり、近年の改善傾向は維持されている。

■各年度末の返還状況

（単位：億円）

中期計画	第二期					第三期
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
要回収額 (A)	3,983	4,384	4,738	5,155	5,578	5,909
回収額 (B)	3,186	3,532	3,862	4,230	4,621	5,011
総回収率 (B/A)	80.0%	80.6%	81.5%	82.1%	82.8%	84.8%

回収状況改善の要因としては、機構が実施している回収促進策（後掲）の効果として、総回収率の大勢を占める当年度分（当該年度に返還期日が到来する割賦額。以下同じ。）に係る回収率の向上が考えられる。

■当年度分の回収率

(単位：億円)

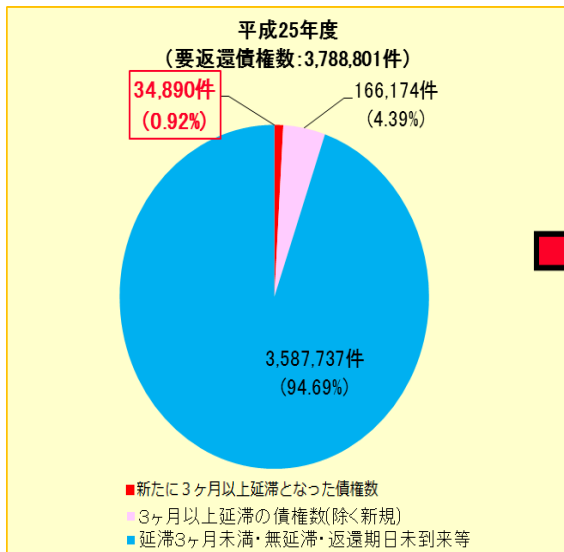
中期計画	第二期					第三期
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
要回収額	3,282	3,611	3,936	4,303	4,684	5,071
当年度分回収額	3,089	3,419	3,746	4,113	4,496	4,886
回収率	94.1%	94.7%	95.2%	95.6%	96.0%	96.4%

(2) 要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の割合の削減率に関する状況について

ア 新たな目標値について

平成26年度より始まった第三期中期目標期間においては、要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善すると目標値が新たに設けられた。

■各年度における目標値



『0.92%』を、平成30年度末までに、
20%以上改善すること。
(0.736%以下にすること)

各年度における目標値

年度	H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
目標値(削減率)	6.02%	10.40%	14.28%	17.19%	20.00%
※	0.865%以下	0.825%以下	0.789%以下	0.762%以下	0.736%以下

※目標値から導かれる新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の割合

イ 平成26年度実績について

当該目標値に対する平成26年度の実績については、対平成25年度比で、要返還債権数に占める新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の割合自体は削減できたものの(0.921%→0.876%)、削減率は4.89%にとどまり、平成26年度計画における目標値の達成には至らなかった。

■平成 26 年度実績

(単位：件)

区分	平成 25 年度	平成 26 年度
要返還債権数 (A)	3,788,801	3,998,668
新たに3ヶ月以上延滞となった債権数 (B)	34,890	35,031
割合 (B/A)	0.921%	0.876%
対平成 25 年度削減率	—	4.89%
目標値達成のために必要であった削減の上積み件数		423

ウ 新たに3ヶ月以上延滞となった債権の属性について

機構は、第三期中期目標・中期計画・平成 27 年度計画における目標値達成に向けて必要な施策を検討すべく、外部シンクタンクに回収状況の分析等を委託している。

上記分析業務を受託した外部シンクタンクからは、施策検討の前提として、新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の属性について、次の点が指摘された。

(ア) 学種別の分析に基づく指摘

平成 26 年度末において新たに3ヶ月以上延滞となった債権について学種別の内訳に着目すると、延滞債権数の割合及び対平成 25 年度比の改善率において、専修学校に係る債権数が他の学種に比べて低い水準にある。

■新たに3ヶ月以上延滞となった債権に係る学種別分析

(単位：件)

	平成25年度			平成26年度			改善率 (C-C')/C
	債権数 (A)	※ (B)	B/A (C)	債権数 (A')	※ (B')	B/A (C')	
大学	2,230,174	18,726	0.84%	2,383,948	19,003	0.80%	5.07%
大学院	427,413	1,821	0.43%	436,676	1,707	0.39%	8.25%
短期大学	278,885	2,712	0.97%	290,413	2,662	0.92%	5.74%
専修学校	608,370	8,933	1.47%	674,741	9,648	1.43%	2.76%
高等専門学校	21,913	118	0.54%	22,569	110	0.49%	9.49%
高等学校	222,046	2,580	1.16%	189,321	1,901	1.00%	13.58%
計	3,788,801	34,890	0.92%	3,998,668	35,031	0.88%	4.87%

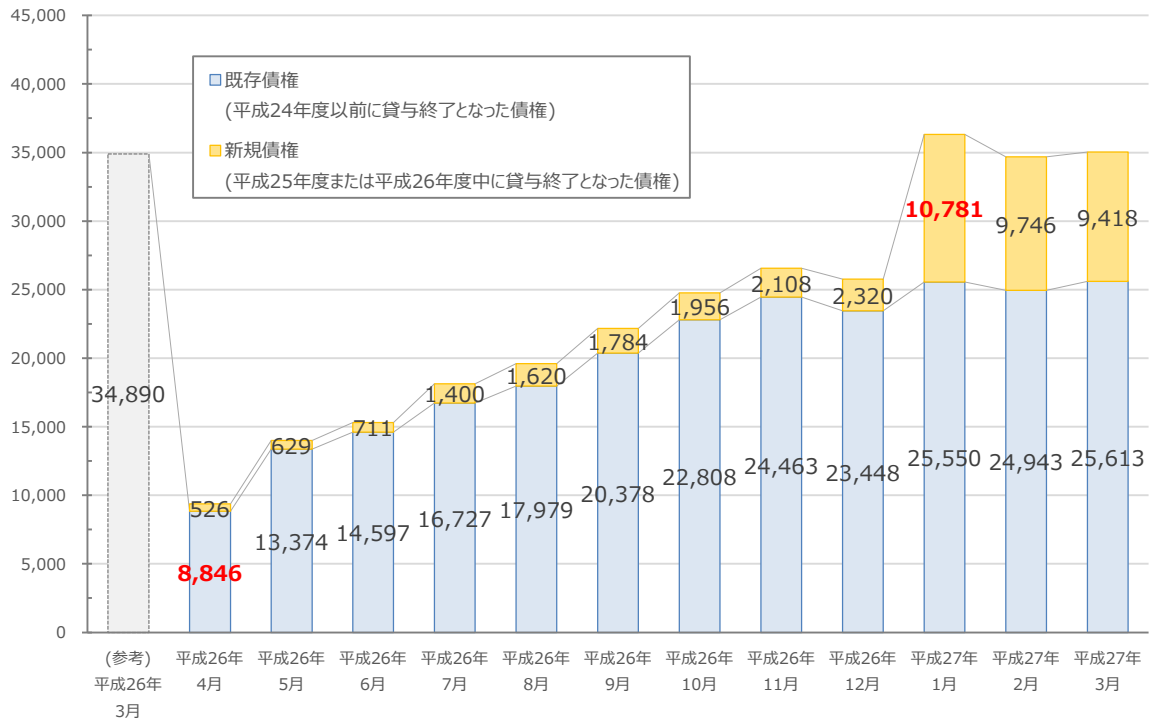
※新たに3ヶ月以上延滞となった債権数

(注) 高等学校については、平成 17 年度より地方公共団体に移管されている。

(イ) 月別推移、貸与終了年度及び貸与終了事由別の分析に基づく指摘

平成 26 年度において新たに3ヶ月以上延滞となった債権の月別推移に着目すると、平成 26 年 4 月と平成 27 年 1 月に大きく増加していた。平成 26 年 4 月においては、平成 24 年度以前に貸与終了となった既存債権の構成比率が大きいのが、平成 27 年 1 月においては、平成 25 年度以降に貸与終了となった新規債権の構成比率が大きくなっている。

■新たに3ヶ月以上延滞となった債権の月別推移



平成27年1月に新規延滞債権が増加した点については、貸与終了者の大半を占める前年3月満期者(注)が10月から返還を開始することから、その後1度も返還しないまま延滞3ヶ月に至った債権が多かったことの影響が大きいと考えられる。

また、平成26年4月に新たに3ヶ月以上延滞となった債権について、貸与終了事由に着目すると、26.5%が退学、廃止等によって貸与終了となった債権であった。

(注) 満期者とは、当初予定した貸与期間が満了して貸与終了となった者を指す。

■平成26年4月末における新たに3ヶ月以上延滞となった債権に係る貸与終了事由

	債権数 (件)	構成比率 (%)
満期	6,885	73.5
退学、廃止等	2,487	26.5
計	9,372	100.0

(参考) 平成26年4月末における要返還債権数は4,185千件(100%)であり、うち満期は3,600千件(86.0%)、退学、廃止等は586千件(14.0%)である。

(ウ) 期首から期末にかけての状態遷移分析に基づく指摘

平成 26 年度末において新たに 3 ヶ月以上延滞となった債権を対象とした平成 26 年度期首からの状態遷移に着目すると、平成 26 年 9 月末において、「減額返還・猶予」中の債権が前月末比で大きく減少し、「未到来・無延滞」の債権が前月末比で増加している。これは、減額返還・返還期限猶予制度の利用期間が満了し、翌月より通常の返還を再開することとなった債権が多く生じたためと考えられる。

そして、平成 26 年 10 月末においては、「未到来・無延滞」の状態に係る債権が前月末比で大きく減少し、「延滞 3 ヶ月未満」の債権が増加している。これは、減額返還・返還期限猶予制度の利用期間満了後に延滞に陥った債権の影響が大きいと考えられる。

■平成 26 年度末において新たに 3 ヶ月以上延滞となった債権に係る状態遷移

(単位：件)

	H26年度 期首	H26年 4月末	H26年 5月末	H26年 6月末	H26年 7月末	H26年 8月末	H26年 9月末
未到来・ 無延滞	17,123	15,752	14,167	13,708	12,339	11,232	13,025
減額返還・ 猶予	6,184	5,758	5,425	5,090	4,781	4,419	765
延滞 3 ヶ月未満	11,724	10,699	10,573	10,026	9,958	9,939	9,740
延滞 3 ヶ月以上	0	2,822	4,866	6,207	7,953	9,441	11,501
計	35,031	35,031	35,031	35,031	35,031	35,031	35,031

	H26年 10月末	H26年 11月末	H26年 12月末	H27年 1月末	H27年 2月末	H27年 3月末	H26年度 期末
未到来・ 無延滞	5,113	4,402	127	66	3	0	0
減額返還・ 猶予	417	14	10	2	1	0	0
延滞 3 ヶ月未満	15,912	15,184	18,160	9,677	6,015	0	0
延滞 3 ヶ月以上	13,589	15,431	16,734	25,286	29,012	35,031	35,031
計	35,031	35,031	35,031	35,031	35,031	35,031	35,031

※本表は、平成 26 年度末において新たに 3 ヶ月以上延滞となった債権について、平成 26 年度期首に遡って平成 26 年度期中の状態遷移を分析したものである。

(エ) 口座加入状況別の分析に基づく指摘

平成 26 年度末において新たに 3 ヶ月以上延滞となった債権について支払方法別の内訳に着目すると、返還金振替口座（リレー口座）に加入済債権の構成比率は 0.72%にとどまる一方、返還金振替口座の登録がない債権では 4.14%に上ることが認められる。

■平成 26 年度末において新たに3ヶ月以上延滞となった債権の口座加入状況

(単位：件)

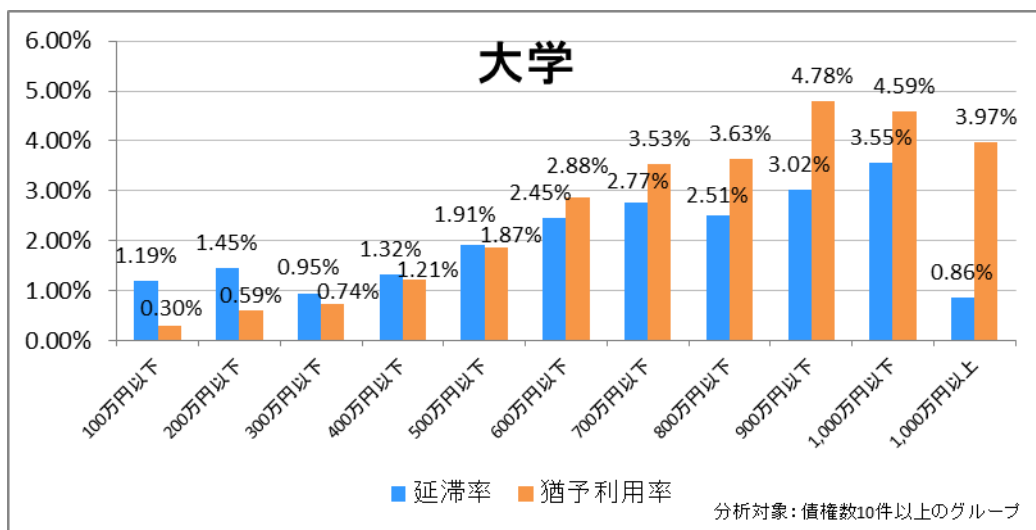
	要返還債権数 (A)	新たに3ヶ月以上延滞 となった債権数 (B)	B/A
口座加入	3,821,805	27,705	0.72%
口座未加入	176,863	7,326	4.14%

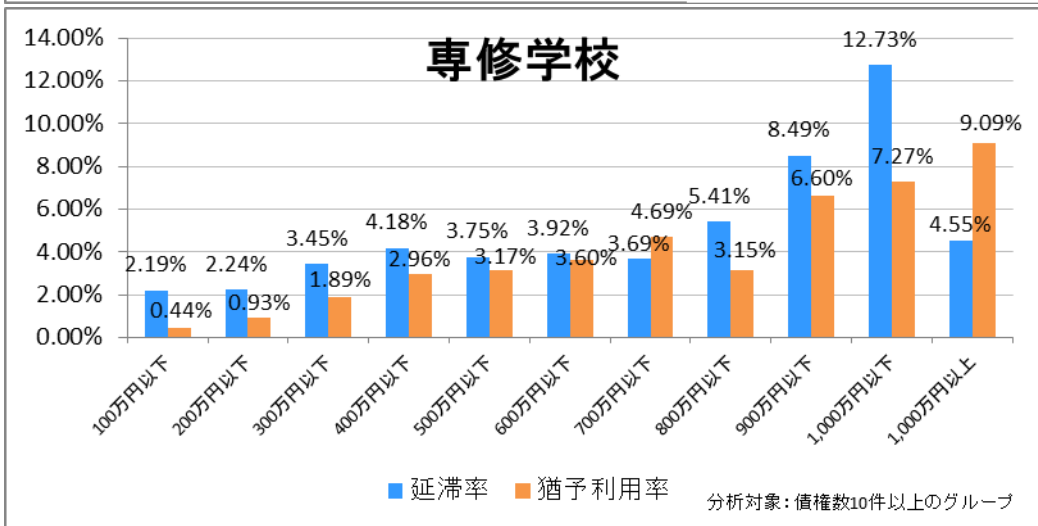
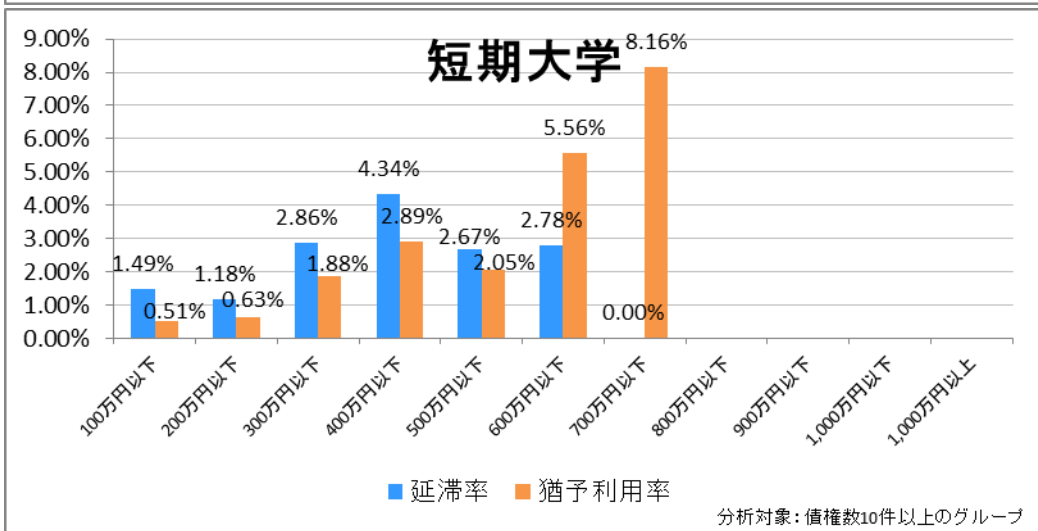
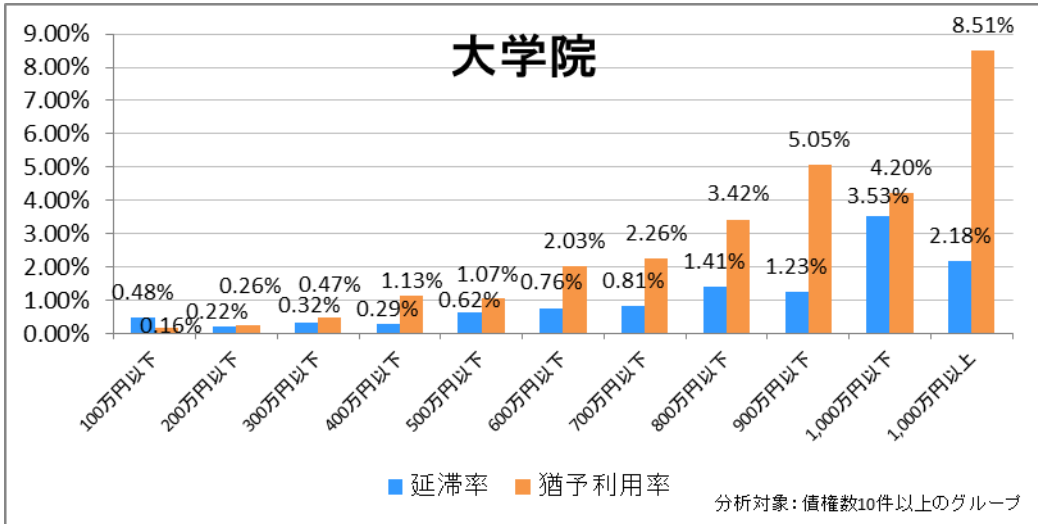
(3) 貸与額と延滞状況の関係について

機構は、26 年度における本委員会の審議経過を踏まえ、将来の返還総額が必要以上に高額になる事態を防止する施策を検討するため、外部シンクタンクに貸与額と延滞状況との関係に関する分析を依頼した。

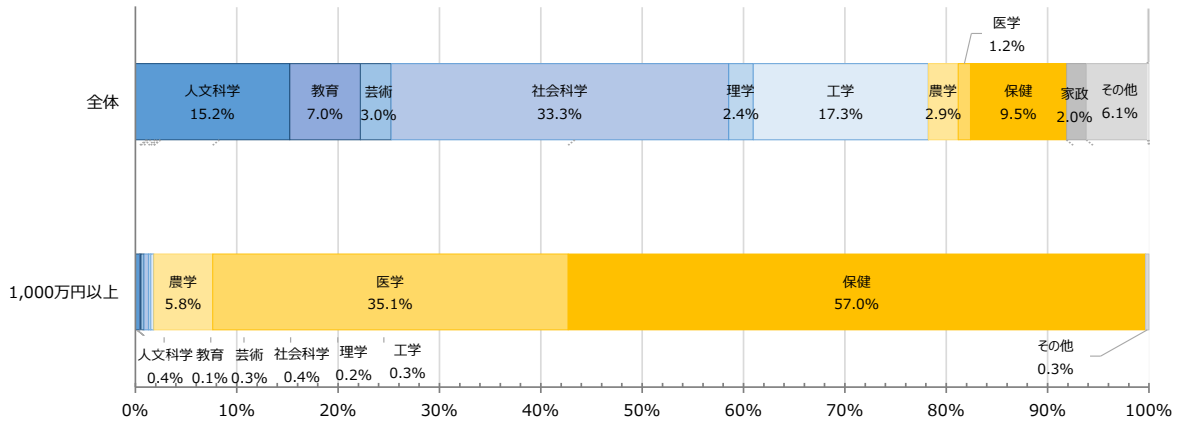
貸与総額に基づく延滞状況に着目すると、貸与総額が大きくなるにつれて延滞債権の構成比率や返還期限猶予制度利用債権の構成比率が上昇する傾向が見られた。(一方で、返還総額が1,000 万円を超える層において、延滞債権の構成比率や返還期限猶予制度利用債権の構成比率が低下しているが、医療・保健を専攻分野とする学生の構成比率が高いためと考えられる。)

■貸与総額別延滞率・返還期限猶予制度利用率

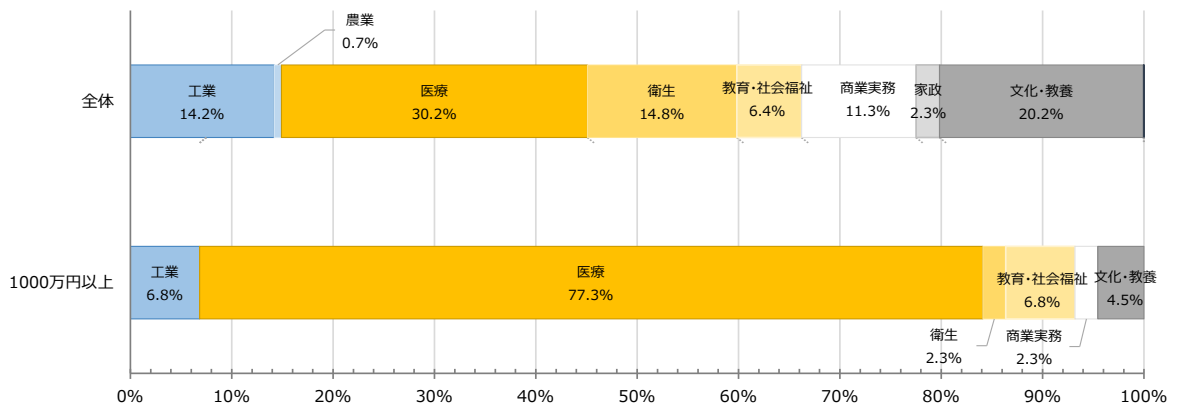




学部・学科別 債権構成 (大学)



学部・学科別 債権構成 (専修学校)



2 各施策の効果等について

(1) 新たに3ヶ月以上延滞となる債権の抑制にかかる施策について

ア 平成27年度における取組みについて

機構は、本委員会（前身の「返還促進策等検証委員会」等を含む）におけるこれまでの提言を踏まえ、初期延滞者全体に対する督促スキームを拡充させてきた。27年度においては、26年度に実施した「支払督促申立予告前の試行的取組」の結果に基づき回収委託に係る仕様の見直し等を行ったほか、外部シンクタンクによる上記指摘及び本委員会における審議経過を踏まえ、以下の施策を試行的に実施した。

(ア) 携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（以下、SMS）を用いた働きかけ

機構は、「口座未加入者に係る新たに3ヶ月以上延滞となった債権の構成比率が口座振替請求に係るものに比べて高い」との指摘並びに「減額返還・返還期限猶予制度の利用期間満了後に延滞状況に陥った者に対する働きかけが有効」との指摘を踏まえ、既存の口座加入督促並びに減額返還・返還期限猶予制度の利用期間満了通知として、これまでの文書送付・架電に加えて、比較的低廉な経費（1件 15 円程度）により効果が期待できるSMSによる通知を以下の要領で試行的取組を行った。

(i) 実施時期

- ① 平成27年12月1日～平成27年12月4日
- ② 平成28年2月2日～平成28年2月5日
- ③ 平成28年2月9日～平成28年2月10日

(ii) 対象債権数

- ① 6,497件 (平成27年度中に返還期日が到来する等の口座未加入者)
- ② 2,877件 (平成27年度末にて新たに延滞3ヶ月以上になりうる等の口座未加入者)
- ③ 2,889件 (平成27年度末にて新たに延滞3ヶ月以上になりうる等の減額返還・返還期限猶予期間満了者)

(iii) 実施内容

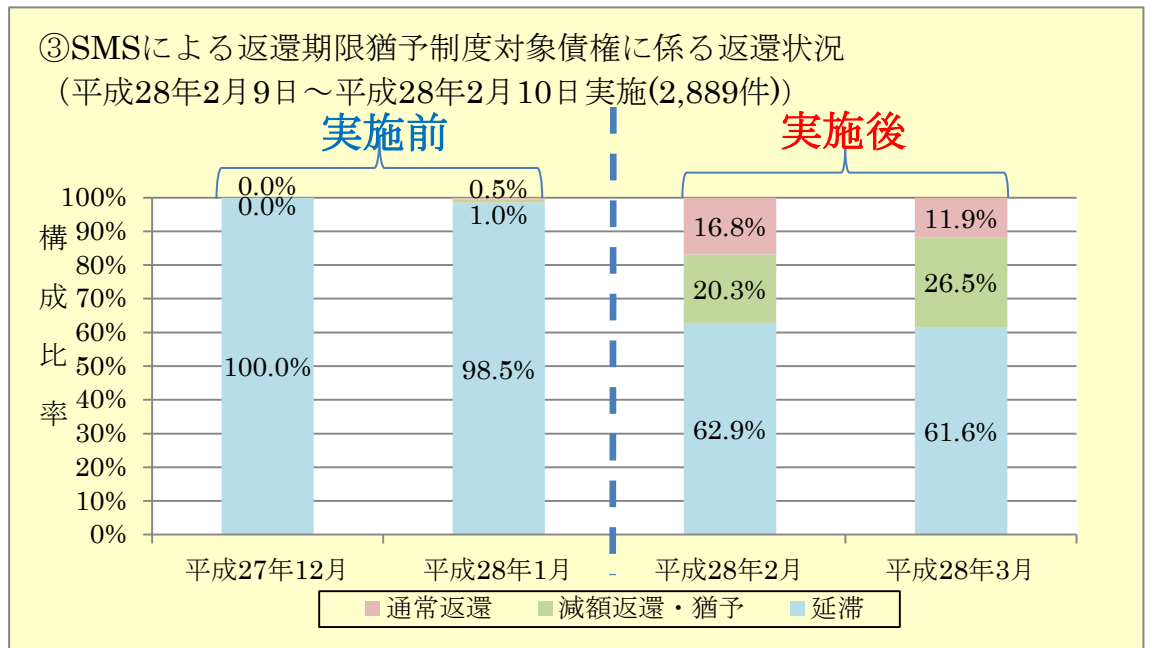
- ①② 口座加入督促
- ③ 返還期限猶予制度の案内

(iv) 当該施策の効果について

①の口座加入督促については、当該施策実施後において、945件(14.5%)の口座加入という結果が得られており、当該施策の対象となった債権について、返還状況の改善が期待できる。なお、②③の要領に係る施策効果については、実施時期に鑑み、27年度末時点の断面における状況を踏まえ28年度において計測・検証することが適当と考えられる。

(参考) 各回の施策の対象となった債権について委員会終了後に集約した結果、②により239件(8.3%)の口座加入、③により以下のとおり26.5%の減額返還・返還期限猶予の増加という結果が得られた。

■平成28年2月に実施したSMSによる返還期限猶予制度の案内に係る施策効果



(イ) 学校と連携した卒業生に対する働きかけ

機構は、26年度に引き続き、在学中の指導の延長となる内容の文書を卒業生等（新規返還者）に送付するという働きかけ（以下、「返還の働きかけ」）を行うよう各学校に依頼した。なお、26年度における本委員会の提言を踏まえ、各学校からの文書送付時期を10月（初回返還に係る時期）から12月（返還開始後2ヶ月に係る時期）に変更した。

新規に返還開始となった債権に占める延滞債権の構成比率に着目すると、実施校と未実施校における施策実施前の状況に相違はあるものの、前年同月比並びに27年度の初回返還から当該施策実施後における推移において、実施校における返還の状況が未実施校に比べて改善したとの結果が見られた。

■返還の働きかけ実施状況

(単位：校)

	実施校	未実施校	計
大学・大学院	556	225	781
短期大学	281	65	346
専修学校	2,264	383	2,647
高等専門学校	54	3	57
計	3,155	676	3,831

■新規に返還開始となった債権に占める延滞債権の構成比率（前年同月比）

(単位：%)

	平成27年1月末(A)	平成28年1月末(B)	B-A
実施校	5.70	5.34	△0.37
未実施校	4.44	4.17	△0.27
対象全体	5.19	4.88	△0.32

■新規に返還開始となった債権に占める延滞債権の構成比率の推移

(単位：%)

	平成27年10月末(A)	平成28年1月末(B)	B-A
実施校	8.72	5.34	△3.39
未実施校	7.09	4.17	△2.92
対象全体	8.08	4.88	△3.21

※平成27年12月に返還の働きかけを実施。

イ 平成27年度末における目標値達成見込みについて

機構が実施した各種施策の効果により、本委員会における審議の時点においては、平成27年度計画における目標値の達成は不可能とは言えないと予測された。

■平成27年度実績見込み（平成28年1月末実績より推計）

（単位：件）

区分	平成27年度（推計）
要返還債権数（推計値）（A）	4,191,851
新たに3ヶ月以上延滞となった債権数 （推計値）（B）（注）	33,922
割合（B/A）	0.809%
対平成25年度削減率（見込）	12.12%

（注）上記のように「要返還債権数（推計値）（A）」が4,191,851件とすると「新たに3ヶ月以上延滞となった債権数（推計値）（B）」の件数が34,582件以下になれば、目標達成（0.825%以下）となると見込まれる。

（2）債権回収会社への回収委託について

機構は、「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の提言（平成20年6月）を踏まえ、延滞者に対して早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3ヶ月に至った債権につき債権回収会社（以下「サービサー」という）に回収を委託している。

平成26年度におけるサービサーへの回収委託の効果として、委託対象債権における67.6%の延滞状況が改善し、そのうち34.1%が延滞解消に至っている。

■平成26年度サービサーへの回収委託の効果分析

委託開始後6ヶ月経過後の延滞状況の分布

（単位：％）

	完了	猶予	無延滞	延滞3 ヶ月未 満	延滞6 ヶ月未 満	延滞9 ヶ月未 満	延滞9 ヶ月以 上	その他
	←		67.6%		→			
	←		34.1%		→			
平成26年度 委託	2.1	12.6	19.4	16.2	11.0	6.3	32.3	0.0

※その他には死亡又は心身の障害による免除等を含む

(3) 個人信用情報機関の活用について

機構は、延滞者の多重債務化防止の観点から、延滞者に限定して個人信用情報機関への個人情報の登録を実施することとし、平成20年11月に全国銀行個人信用情報センターに加盟した。個人信用情報機関への登録対象となる延滞者に対しては、複数回の文書送付及び架電により、延滞が継続すると個人信用情報機関に登録される旨の注意喚起を行うとともに、返還期限猶予の制度を周知して、初期延滞の抑制を図っている。平成22年4月から、対象となる延滞者の情報について個人信用情報機関への登録を開始し、平成26年度は、文書送付や架電によっても延滞の改善が見られず、猶予の願出もないまま延滞が3ヶ月以上となった17,279件の情報を登録した。

なお、27年度において発生した個人信用情報に係る登録内容の誤りという事態については、業務体制の見直しも含め再発防止に努めており、今後も再発防止のための取組が継続されることが望まれる。

(4) 法的処理について

ア 法的措置に至るまでの処理

機構は、初期延滞者に係る方策の一環として、原則延滞9ヶ月に至った人的保証債権の債務者に対して支払督促申立予告（一定の期限内に返済、返還期限猶予申請等のしかるべき対応を取らない場合、支払督促申立等の法的措置を取ることを文書で予告するもの）を実施している。平成23年度から平成25年度において実施された支払督促申立予告について、実施後1年間における「入金または返還期限猶予の願出及び承認」による反応率は、約80%の高水準を維持している。

■支払督促申立予告を実施した債権に係る反応率

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
初期延滞分 (反応率)	10,054件 (79.3%)	10,537件 (78.6%)	10,148件 (80.2%)

※ 分析対象：支払督促申立予告を実施した債権（後年度において再度実施された場合を含む）。

※ 反応率とは、支払督促申立予告を実施した債権のうち、予告後1年間において入金あるいは返還期限猶予が認められた債権の構成比率である。

イ 法的措置

機構は、支払督促申立予告を行ってもなお返還等に応じず、返還期限猶予等の返還の相談もない債権に対して支払督促申立、仮執行宣言付支払督促申立を行っている。

これに対して、債務者から返還一括返還が困難、分割返還希望等の理由で、督促異議申立を裁判所に行なった場合は、債務者の状況等を踏まえたうえで分割返還額を話し合い、和解することとしている。

なお、債務名義（仮執行宣言付支払督促、和解調書等のことをいう）を取得した債権のうち、債務の履行がなかったものについては、予告の上、強制執行申立を行っている。

■法的措置実施件数

(単位：件)

	支払督促申立 (A)	異議申立 (B)	強制執行申立 (C)
平成 23 年度	10,005	5,946	355
平成 24 年度	9,583	6,193	457
平成 25 年度	9,043	6,082	546
平成 26 年度	8,495	5,039	646

(A)「支払督促申立」件数は、裁判所に支払督促申立を実施した債権数（初期延滞分のほか、中長期延滞分を含む）。

(B)「異議申立」件数は、機構が実施した支払督促申立に対して、債務者が一括返還困難、分割返還希望等の理由で、督促異議申立を裁判所に行ったことにより、通常訴訟に移行した債権数。

(C)「強制執行申立」件数は、裁判所に強制執行申立を実施した債権数。

(5) 減額返還・返還期限猶予制度について

ア 利用状況等について

機構は、返還が困難な状況にある者に対する方策として、減額返還制度及び返還期限猶予制度を設けている。

減額返還制度の利用率については、平成 22 年度における制度創設以来上昇している。

返還期限猶予制度の利用率については、平成 24 年度から平成 25 年度の間はほぼ横ばいの水準で推移していたが、平成 26 年度において上昇した。

■減額返還及び返還期限猶予制度の利用率分析

(単位：%)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
減額返還	0.03	0.17	0.27	0.34	0.36
猶予	2.10	2.36	2.43	2.42	2.65

※ 分析対象：各年度における返還中債権に占める減額返還及び返還期限猶予制度が利用された債権の構成比率。

※ 減額返還制度は、平成 22 年度（平成 23 年 1 月）に創設されたものである。

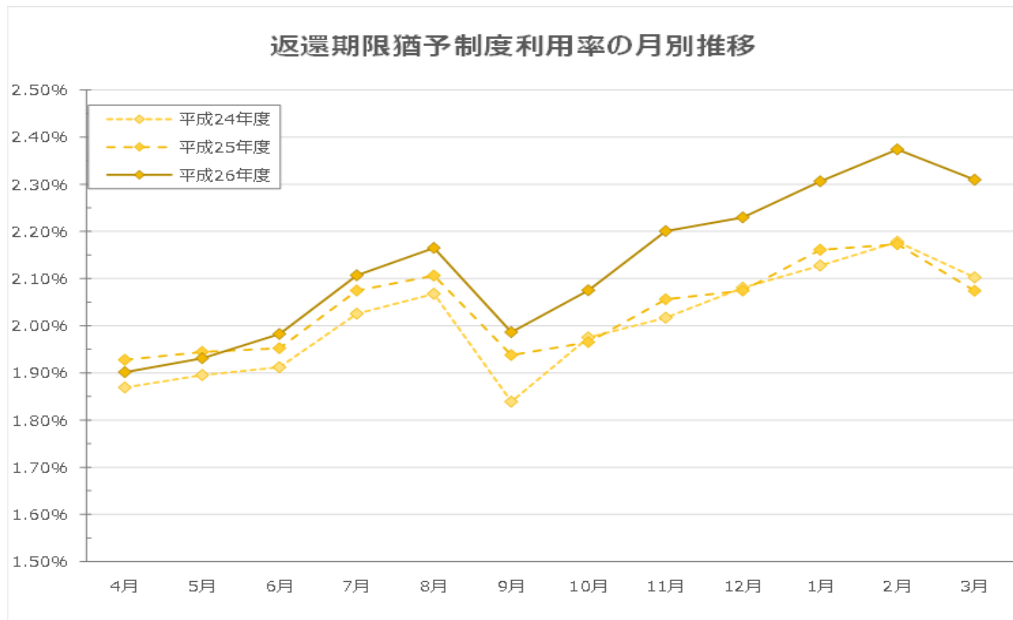
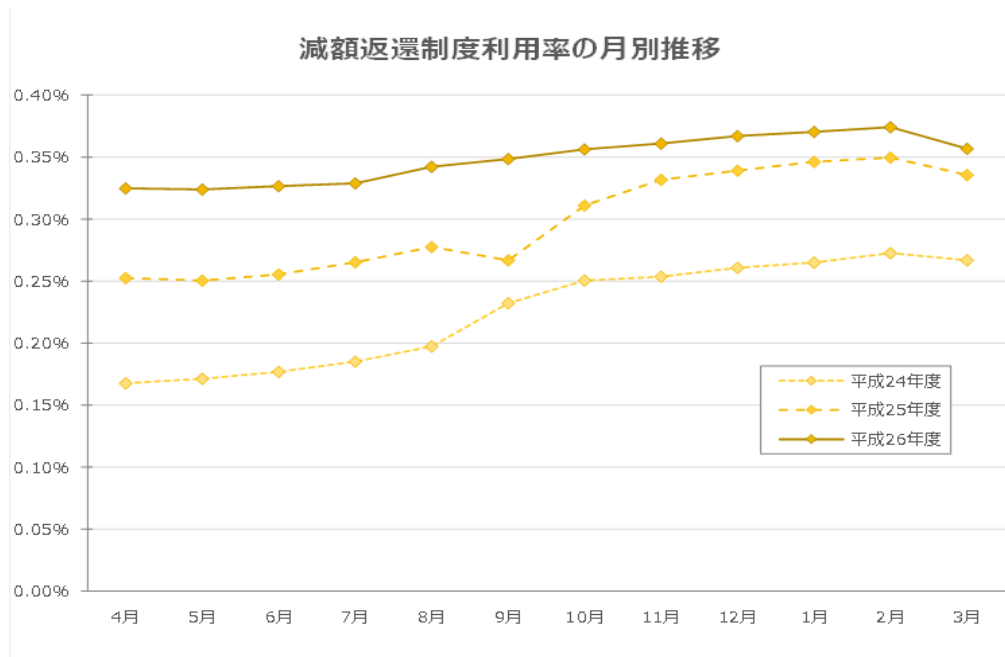
イ 平成 26 年度における制度変更の効果

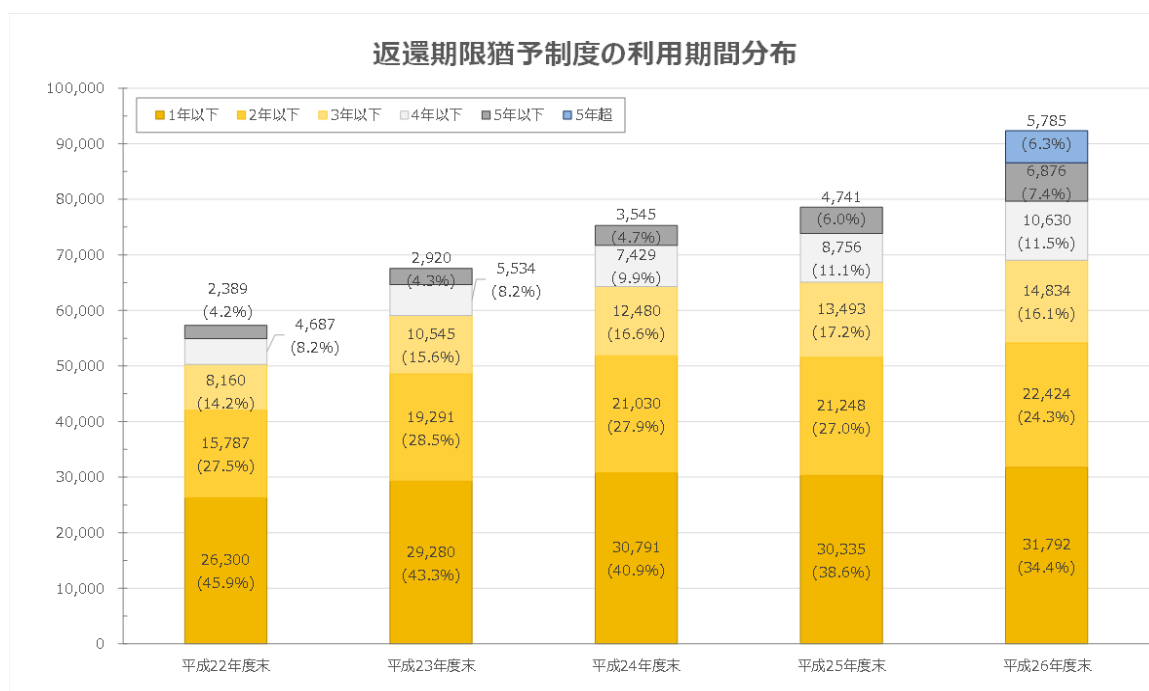
機構は、文部科学省に設置された「学生への経済的支援の在り方に関する検討会」（平成 25 年 4 月設置）において取りまとめられた「学生への経済的支援の在り方について（中間まとめ）」（平成 25 年 8 月）における提言等を踏まえ、平成 26 年 4 月より返還期限猶予制度における猶予の上限年数を 5 年から 10 年に延長した。

この影響を受けたと考えられるものとして、先に述べた返還期限猶予制度の利用率上昇のほか、返還期限猶予に係る利用期間の長期化、減額返還制度の利用率上昇の鈍化という

状況が見られる。

具体的には、平成26年度中の減額返還制度及び返還期限猶予制度（うち経済困難等を理由とするもの）の利用率に係る月別推移に着目すると、前年度からの返還期限猶予制度利用期間を満了する者が多い10月以降において、減額返還に係る利用率の上昇は見られるものの、上昇幅が前年度比で縮小し、返還期限猶予に係る利用率の増加幅が前年度比で拡大していた。また、返還期限猶予制度（うち経済困難等を理由とするもの）の利用期間の分布に着目すると、利用期間5年超の債権が6.3%を占める状況である。





ウ 延滞抑制・通常返還復帰の効果

減額返還及び返還期限猶予制度は、制度利用後の返還状況に照らすと、延滞を抑制するとともに通常返還への復帰を促す効果が認められる。

平成 25 年 3 月末において減額返還制度または返還期限猶予制度を利用していた債権について、平成 27 年 3 月末時点では、減額返還制度利用後に延滞に陥っている債権の構成比率は 5.5%、返還期限猶予制度利用後に延滞に陥っている債権の構成比率は 8.5%にとどまることから、減額返還制度及び返還期限猶予制度は一定程度有効に活用されていると言える。

■減額返還及び返還期限猶予制度の利用後状態分析

(単位: %)

	返還完了	通常返還 無延滞	減額返還	猶予	延滞	その他
減額返還	2.1	41.3	35.6	15.2	5.5	0.3
猶予	2.3	49.1	2.4	37.1	8.5	0.7

※ 分析対象：平成 25 年 3 月末において減額返還制度または返還期限猶予制度を利用していた債権に係る平成 27 年 3 月末時点の状態。

※ 返還期限猶予制度を利用していた債権については、平成 27 年 3 月末の時点において経済困難等を理由としていたもので、その利用期間が 1 年以内のものを分析対象にしている。

エ 制度の周知について

機構の「平成 26 年度奨学金の返還者に関する属性調査」(本人からの回答分)の結果によると、調査対象者における減額返還制度の認知率は 56.1% (前年度比 29.8 ポイント増)、返還期限猶予制度の認知率は 64.1% (前年度比 16.3 ポイント増) である。

■「奨学金の返還者に関する属性調査」概要

(単位：人)

	延滞3ヶ月以上の者	無延滞者
調査対象(A)	19,518	9,649
回答件数(B)	3,764	2,170
うち奨学生本人からの回答件数(C)	2,368	1,572
B/A	19.3%	22.5%
C/A	12.1%	16.3%
(参考)母数	173,190	3,296,320

※ 延滞者及び無延滞者の区分については、平成 26 年 11 月末を基準とした。

※ 延滞者については、延滞年数及び性別で層化し無作為抽出のうえ調査を実施。

※ 無延滞者については、学種及び性別で層化し無作為抽出のうえ調査を実施。

※ 調査時期：平成 27 年 1 月。

※ (参考)母数については、平成 26 年度末の計数。

■減額返還及び返還期限猶予制度の認知率

減額返還制度の認知率

(単位：人)

対象者の返還状況	認知者数	回答者数	認知率
無延滞	1,261	2,017	62.5%
	(608)	(1,919)	(31.7%)
延滞1年未満	478	823	58.1%
	(115)	(389)	(29.6%)
延滞1年以上	904	1,868	48.4%
	(487)	(2,289)	(21.3%)
計	2,643	4,708	56.1%
	(1,210)	(4,597)	(26.3%)

※ 括弧内は前年度の計数

返還期限猶予制度の認知率

(単位：人)

対象者の返還状況	認知者数	回答者数	認知率
無延滞	1,194	2,024	59.0%
	(872)	(1,918)	(45.5%)
延滞1年未満	639	841	76.0%
	(244)	(389)	(62.7%)
延滞1年以上	1,223	1,900	64.4%
	(1,079)	(2,287)	(47.2%)
計	3,056	4,765	64.1%
	(2,195)	(4,594)	(47.8%)

※ 括弧内は前年度の計数

上記調査からすると、返還期限猶予制度については、無延滞者の認知率（59.0%）に比べて、延滞1年未満の者の認知率（76.0%）及び延滞1年以上の者の認知率（64.4%）が高い状況にある。これは、延滞発生後に機構からの通知等により制度を認知する傾向があるためと考えられる。

一方、上記調査からすると、減額返還制度については、無延滞者の認知率（62.5%）方が、延滞1年未満の者の認知率（58.1%）及び延滞1年以上の者の認知率（48.4%）に比べて高い状況にある。

■返還期限猶予制度の認知時期

（単位：人）

	返還開始前	返還開始後	通期	回答総数
無延滞者	1,230 (29.9%)	145 (3.5%)	227 (5.5%)	1,602 (38.9%)
延滞者	619 (15.0%)	1,550 (37.6%)	347 (8.4%)	2,516 (61.1%)
計	1,849 (44.9%)	1,695 (41.2%)	574 (13.9%)	4,118 (100.0%)

※認知経路に関する設問への回答数（複数回答）を集計

※括弧内は回答総数に占める当該選択肢への回答数の構成比率

(6) 学校（大学等）との連携について

ア 卒業生に対する働きかけ

機構は、先に述べたとおり、学校における在学中の指導の延長となる内容の文書を卒業生等（新規返還者）に送付するという返還の働きかけを行った（効果等については上記2（1）ア（イ）参照）。

イ 学校別奨学金情報（各学校の貸与及び返還に関する情報）の公表

機構は、平成28年度における学校別の奨学金情報（貸与及び返還に関する情報）の公表に向けて、返還の状況について学校と情報を共有するとともに各学校における在学中を含めた返還初期の段階での在学学生・卒業生への返還等の指導に資するための情報提供として、平成26年7月に各学校の貸与及び返還に関する情報を通知した。

また、学部毎あるいは研究科毎の情報を必要とする学校に対しては、別途情報提供することとした。

II 今後の回収促進策について（提言）

機構における返還金の回収状況は、これまでに述べた回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善している。

今後の回収促進策を考える上で、これまでの取組を継続していくことは重要であるが、更なる回収促進を図るべく、以下の各種施策を行うことが必要であるとする。

1 広く全体的に行うべき施策

(1) 高等学校等に対する奨学金制度の周知

予約採用が増加している状況にあつて、奨学金の貸与を受け大学等へ進学を希望する者とその保護者に対する奨学金制度の周知は益々重要となつてきている。

機構は、これまでも奨学金の申込から返還までの手続きを説明した冊子（奨学金ガイドブック）や、「奨学金DVD」といった映像資料を作成・配付したり、奨学金希望者やその保護者のみならず、雑誌「月刊高校教育」への連載記事掲載や、都道府県教育委員会が主催する教員等向けの説明会等に機構職員を派遣するという形により、高等学校の教職員を対象とした取組も実施してきたところである。

本委員会としては、今後もこのような取組は一層充実のうえ継続する必要があるとする。なお取組みの実施に当たっては、地域によって高等学校の生徒に提供される奨学金に関する情報に差異が生じることがないように、機構は文部科学省の協力を得て、全ての都道府県にこうした説明会の開催を促すべきである。

また、進路指導担当の教員や組織に向けた働きかけを行うことも、こうした教員等の学校における役割に鑑みれば、重要であり、今後取り組んでいく必要がある。

なお、そうした教育委員会等への働きかけと併せて、機構としては、教職員が各学校現場において生徒や保護者に対して機構の奨学金は貸与制であることをしっかりと伝え、奨学金に関し適切かつわかりやすい説明をすることができるよう、映像資料の内容の改善等の工夫を、今後とも引き続き行っていく必要がある。

(2) 適切な貸与月額選択の指導

奨学金貸与月額の選択は、奨学生本人が選択できる仕組みとなつている。このため、お金を借りることの意味や奨学金の返還について考えることなく安易に高額月額が選択される可能性がないわけではない。そのようなことから、機構は、学校と連携して以下の「借り過ぎ防止の取組」を行ってきた。

まず、従来より、適格認定時に奨学生から収支状況の報告を求め、貸与月額の適切性について奨学生自身や学校がチェックできることとしていた。

そして平成28年度からは、併用貸与者のうち第二種奨学金について最高月額を希望する者については、学校がその者を把握できるようにして、学校において必要に応じその者と面談し、貸与額の適切性について確認できるようにしたところである。加えて、奨学金申込時に返還の義務や返還が困難な場合の救済策等の10項目を、奨学金希望者が申込画面で確認することを義務付けたところである。

また、機構が奨学生に「奨学金貸与・返還シミュレーション」を提供しているが、現在複数学種の貸与や貸与月額の変更等に対応できるものとなつていないことから、26年度における本委員会の提言を踏まえ、これが可能となるよう現在機構において改善を検討していると

ころである。返還総額から逆算して貸与月額を考慮することが重要であるとの指摘もあり、今後はこのシミュレーションが複数学種の事案等に対応できるよう早急に改善し、奨学生等の利用に供すべきである。

なお、奨学金希望者が、就職・結婚・出産・子育てといった将来のライフイベントを盛り込んだマネーライフプランをあらかじめ立てておくことは、将来の返還計画とそれを踏まえて貸与月額を決定しようとするときに、極めて重要なことといえる。そのようなことから、今後機構は、金融教育や金融アドバイスを実施している関係機関等と連携して、奨学生が適切な貸与月額を選択できるよう取組を進めることも、検討すべきであろう。

いずれにしても、円滑な返還という観点からは、返還開始後の債権管理等の施策のみならず、以上みたような「借り過ぎ防止の取組」といった奨学金事業の入り口の視点からの検討は重要であるといえる。

そしてそのような入り口の視点からは、この「借り過ぎ防止」以外にも、例えば、貸与に際して何らかの制限を設けたり、人的保証ではなく機関保証制度を選択させたりするといった対応についても、今後検討の視野に入れていくことも十分考えられるところである。もちろん、そのような場合には、奨学金は経済的理由により修学に困難があるが勉学に励む意欲とふさわしい能力をもった学生に対して、家族の個人的事情にかかわらず等しく貸与されるべきものであるという制度の根幹を害することとならないよう、十分な留意が必要である。

(3) 返還意識の涵養

機構はホームページの充実やスカラネット・パーソナルの機能の拡充、分かりやすい冊子の作成・配付といった取組により、貸与前、採用、貸与中といった様々な場面で奨学生等への情報提供等を通じた返還意識の涵養に努めている。

また、学校担当者に対しては、研修会等の機会に返還の重要性を奨学生等に伝えてもらうよう依頼している。

今後もこのような取組は一層充実のうえ継続する必要がある。

(4) 学校（大学等）と連携した働きかけ

機構は平成26年度と平成27年度に学校長から卒業生に働きかけ（在学中における返還指導の延長としての注意喚起）の文書を送付することを全学校に依頼した。しかし、実施状況は前述のI2(1)ア(イ)のとおりであり、一部の学校において未実施となっている。

学校等からは、そもそも卒業生に対して学校は、在学関係がないことから、「お願いする」といったことがあっても「指導する」といった立場にないといった意見や、延滞していない者にもこうした文書を送ることは適切ではなく、延滞者に限定して文書を発することはできないかといった意見（注1）など、様々な意見が寄せられたところである。

しかしながら、奨学金は、奨学生の修学の機会の確保や修学の継続といった教育面の役割だけでなく、経済的理由による中退の防止にも効果が認められる等、教育・経営両面にとって学校の活動に対して大きな役割を果たしていることは、やはり認められなければならない。そして、貸与終了者からの返還金が、次世代の奨学生への奨学金に循環して利用される仕組み

みであることや、奨学金制度が今後も健全に持続可能な形で継続運営されていくことが必要である点に鑑みれば、やはり学校も、奨学金制度の持続可能性の確保には一定の役割を果たすことが適切であると考え。卒業生への働きかけも、そのための取組みとして位置付けられるものといえる。

今後機構としては、以上のような事情に鑑み、今後も学校の協力を得つつこうした取り組みを継続していくべきである。そして、より円滑かつ効果的に実施できるよう、今後の具体的な実施方法については、更に検討していくべきであろう。

(注1) 延滞者のみを対象として文書を送ることについては、結果として誰が延滞しているかの情報を学校に提供することとなり非難を受ける懸念があるほか、債権者ではない学校が督促行為を行っているかのような誤解を招くおそれがあるとの意見もある。

(5) 学校別奨学金情報の公表

機構は、平成 26 年 7 月から各学校の貸与及び返還に関する情報を通知するとともに、学部毎あるいは研究科毎の情報を必要とする学校に対しては別途情報提供を行っている。

また、機構が各学校へ通知した「奨学金事業の健全性確保のための取組の強化と情報公開について(通知)」においては、平成 28 年度中に各学校の貸与及び返還に関する情報として、平成 27 年度末時点の状況を機構のホームページ上に公開することとしている。

奨学金事業の運営には公的資金が投入されている点に鑑み、機構は納税者たる国民への説明責任を果たしていく必要があり、今後継続してこの奨学金情報の公表は行っていかなければならない。

他方、各学校の状況は、学生数の多寡、立地、開設する学部等様々であり、そうした事情が、学校自身の奨学生への返還指導のあり方等とともに、卒業生の奨学金返還の実績に影響を与えていることが十分想定できる場所である。したがって、奨学金情報の公開に当たっては、個人情報の保護や規模が特に小さい学校への影響に十分に留意するとともに、学校に関する幅広い情報を併せて公表することが適切との指摘もある。

機構はこれまで、文部科学省や学校関係団体等と協力してこうした公表の項目や方法について検討し決定してきたところであるが、今後は、平成 28 年度の公表後の状況も踏まえ、公表細目などについて必要に応じて検討することが望ましい。

(6) 減額返還制度の利用促進

従来から本委員会においても提言してきたとおり、減額返還制度の利用を一層促進することは、延滞防止の観点からも重要である。

機構はこれまで返還期限猶予との比較による減額返還の有効性の周知や制度案内の強化等を働きかけてきたが、今後も一層の制度周知に努める必要がある。

2 重点的に働きかけるグループを抽出して行う施策

(1) 減額返還・返還期限猶予の期間満了を控えた者、期間満了後に延滞に陥った者に対する働きかけ

減額返還や返還期限猶予の期間満了を控えた者に対しては、期間満了を伝える旨の通知を機構より送付し、期間満了後に延滞とならないよう手続きについて周知している。また、「返還のてびき」の配付等、返還開始前からの制度周知に取り組んでいる。これらの取組みによって、減額返還・返還期限猶予期間の満了後における延滞者は1割に満たない水準にある。

しかしながら、延滞の抑制・早期解消といった見地からは、現在の取組みに加え、電話やSMSの利用等による減額返還や返還期限猶予の利用に向けた指導の拡充が必要であろう。

また、返還期限猶予期間が通算2年以下の者については、他の猶予利用者層に比べて制度利用後に延滞となっている者が多いことを踏まえ、これらの者の状況を把握し新たな延滞防止のための取組を検討することが有効と考えられる。

(2) 口座未加入者に対する口座加入督促の強化

返還のための振替口座（リレー口座）は、奨学生が在学中に加入手続きを行い、返還開始前には全員が加入すべきものであるが、一部の奨学生はこの手続きを怠っている。さらに、I1(2)ウ(エ)において述べたとおり、口座未加入者は口座加入者に比べて延滞に陥る傾向が強い。

機構は、返還開始前にこれらの者に対して電話による口座加入督促を実施しているが、例えばSMSを用いる等、口座未加入者に対する督促の一層の充実を図るべきである。

また、奨学金の申込時に返還のための振替口座を登録できるよう検討すべきである。

(3) 退学者等に対する働きかけ

満期で貸与終了となる者と比較して退学等を理由として奨学金の貸与を終了した者は、延滞となる場合が多いことから、これらの者に対しては振替口座加入手続きの徹底、減額返還制度や在学猶予も含めた返還期限猶予制度の周知及び手続きの徹底を図る必要がある。特に退学を理由として貸与を終了する者は、学校における在籍管理との連携が重要であるため、機構は学校と連携した取組の一層の充実を検討する必要がある。

3 第三期中期目標の目標値の在り方について

本委員会は、第二期中期目標期間中から回収状況の検証を行い、①延滞させない、②延滞しても早期に解消する、③継続して返還させる、といった施策を重点的に行うよう提言してきた。

これらの提言の実施によって、機構は、これまで中期目標における債権回収にかかる目標値を達成してきたところである。

第三期中期目標においては、①当年度分回収率の向上、②新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の割合の削減、③総回収率の向上といった3つの目標値が設定されている。設定に当たっては、第二期中期目標の「総回収率」の目標値としての妥当性の検証を経て、文部科学省と機構の協議

を経たとの事情がある。そしてこれら目標値のうち「新たに3ヶ月以上延滞となった債権数の割合の削減」については、新たに延滞者を出さないようにすることが円滑な回収にとって重要であるという趣旨で新たに設けられたものである。

しかしながら、この目標値については、機構等が新規返還者や奨学生に対する指導を充実すること等によって新規延滞となる者を少なくすることができるのであるから、機構の業務遂行の評価指標としては一定の有用性は認められるものの、他方で、目標値の考え方が複雑でわかりにくいこと、第二期中期目標期間の最終年度である平成25年度の実績が確定する前の推計値を基準にしており実績値との乖離が大きいのみならず、実績を前後と比較しても、平成25年度は異常に高い値だったため、目標達成のためのハードルが高くなりすぎていること、景気変動等、機構の努力では左右できない指標値に対する大きな変動要因があることから、機構の業績を直接に示すことにはならないといった側面もあるのも事実といえる。

したがって、この目標値による機構の業績評価にあたっては、こうした点に十分留意するとともに、次期中期目標においては、この目標値を継続して設定していくべきかどうかについて十分な検討が必要と考える。

Ⅲ 債権管理・回収の適切性について

本委員会は、その設置の趣旨を踏まえ機構の債権管理及び回収状況について審議を行った。債権の管理体制及び回収状況についての改善が見られること、本委員会の提言に基づく回収促進方策が着実に検討、実施されていることに鑑み、機構の債権管理の体制及び回収状況は適切であると結論づける。

(以上)